

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、日本フォームサービス株式会社と称し、英文では、NIHON FORM SERVICE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 事務能率改善指導
2. 事務機器の製造及び販売
3. 板金加工製造及び販売
4. ステンレス加工製品の製造販売
5. 計装装置収納盤の設計、施工及び販売
6. アミューズメント関連製品の製造及び販売
7. 液浸冷却装置の製造、販売、設置及び保守
8. 損害保険の代理店業務
9. 介護用機器（ベッド、リフト、椅子、スクーター及び歩行器等）の製造、販売、輸入、レンタル、介護用品、健康食品及び冷凍食品の販売
10. 介護保険法による指定居宅介護支援事業
11. 介護保険法による介護予防支援事業
12. 介護保険法による次の居宅サービス事業
 - ① 訪問介護
 - ② 通所介護
 - ③ 福祉用具貸与
 - ④ 特定福祉用具販売
13. 介護保険法による次の介護予防・生活支援サービス事業
 - ① 介護予防福祉用具貸与
 - ② 特定介護予防福祉用具販売
14. 介護保険法による次の第1号事業
 - ① 第1号訪問事業
 - ② 第1号通所事業

- ③ 第1号介護予防支援
- 15. 児童福祉法による次の障害者支援事業
 - ① 障害児通所支援事業
 - ② 障害児相談支援事業

- 16. 介護保険法による次の地域密着型サービス事業
 - ① 認知症対応型共同生活介護
 - ② 小規模多機能型居宅介護
- 17. 介護保険法による次の地域密着型介護予防サービス事業
 - ① 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ② 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 18. 介護保険法による地域包括支援センター受託
- 19. 介護要員の紹介、斡旋
- 20. 高齢者・身体障害者向けの住宅リフォーム
- 21. 老人、身体障害者等の介護施設の経営及び経営の受託
- 22. 介護要員、介護支援専門員の養成・指導
 整体・リハビリテーションの施行に関する人材育成のための教育及び養成
- 23. 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業
- 24. 障害者総合支援法による地域生活支援事業
- 25. 高度管理医療機器等の販売及び賃貸
- 26. 不動産の賃貸・管理
- 27. 倉庫の賃貸及び倉庫関連事業
- 28. スタッカークレーン、ピッキングマシン（自動取り出し装置）、自動回転庫、自動仕分装置等自動機械と移動棚、キャビネット類の製造・据付及び販売
- 29. データセンター事業にかかわる次の業務
 - ① コンピュータネットワークシステムの管理・運営
 - ② インターネットを利用する情報システム及び通信ネットワークの運用に関する受託
 - ③ 前各号に付帯する仕入販売
- 30. 防爆電気機器の販売
- 31. 再生可能エネルギーを利用した製品の製造販売および発電・売電事業

32. 太陽光発電システム並びに省エネルギー装置及び機器、太陽光モジュールキットの製造、販売、設置、施工、管理及び保守
33. 太陽光発電装置、電池およびその周辺機器に関するシステムの販売、リース業、レンタル業ならびに保守管理
34. 熱伝導率、比熱などの測定・評価事業
35. 予備電源（蓄電池・自家発電機）のシステム設計・施工・販売
36. 電子表示板に関する屋外筐体の設計・施工・販売
37. 情報通信システムに係る機器及び装置類の企画、開発、販売、設置、施工及び保守
38. 電気工事・電気通信工事・内装仕上工事・建築工事の設計・施工の請負業
39. 第一種貨物利用運送事業
40. 家具、金具、電気機器、電子機器、事務用機器、太陽光モジュール及びその架台、清掃器具、家庭用電化製品及びパソコン等の各中古物品の買取り、販売及び補修、加工
41. 建築資材の加工・組立、防災及び安全に関する製品の製造販売
42. 省エネルギー環境関連製品の販売
43. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

（機 関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、普通株式1,500,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3か月以内に招集する。臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(招集地)

第13条 株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その議決によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項については、法令又はこの定款に定めがあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することが出来る。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項については、法令又はこの定款に定めがあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけないものとする。

附 則

第6条及び第8条の変更は、平成30年4月1日をもってその効力を生ずるものとする。

なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。

<改訂履歴>

平成13年12月21日 …… 一部改訂

平成14年12月20日 …… 一部改訂

平成15年12月18日 …… 一部改訂

平成16年12月24日 …… 一部改訂

平成17年12月22日 …… 一部改訂

平成18年12月22日 …… 一部改訂

平成19年12月21日 …… 一部改訂

平成20年12月19日 …… 一部改訂

平成21年12月18日 …… 一部改訂

平成22年12月17日 …… 一部改訂

平成23年12月22日 …… 一部改訂

平成24年12月20日 …… 一部改訂

平成25年12月20日 …… 一部改訂

平成27年12月24日 …… 一部改訂

平成28年12月22日 …… 一部改訂

平成29年12月19日 …… 一部改訂

平成30年12月20日 …… 一部改訂